平成23年8月2日

栃木県知事 福田 富一 殿

> 原子力災害対策本部長 内閣総理大臣 菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項に基づく平成23年7月8日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

- 1. 栃木県栃木市、鹿沼市及び大田原市において産出された茶について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 2. 貴県において飼養されている牛について、当分の間、県外への移動(12 月齢未満の牛のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

指 示

平成23年7月8日

栃木県知事 福田 富一 殿

> 原子力災害対策本部長 内閣総理大臣 菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第 20条第3項に基づく平成23年6月2日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

栃木県栃木市、鹿沼市及び大田原市において産出された茶について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。